

## 「チーム美らサンゴ」規約

- 第一条（名 称） 本チームは、チーム美らサンゴ（以下、本チームという）と称する。
- 第二条（目 的） 本チームは、海水温の上昇による白化現象やオニヒトデの大量発生による食害などで危機的な状況にある沖縄のサンゴ礁を蘇らせるため、地元関係者と協力し、沖縄県恩納村のサンゴの回復・保護活動を行うとともに、「美ら海を大切にす心」をより多くの人々と共有していくことを目的とする。
- 第三条（活 動） 本チームは、地元関係者およびボランティアのダイバー・ノンダイバーの協力を得ながら、年間 300 本以上を目標に、サンゴ苗植え付け活動を実施する。また、サンゴ礁保全活動の重要性への理解と植え付け活動への参加促進に向けて、本チーム全体及びメンバー企業各社にて各種 PR 活動に努める。
- 第四条（メンバー） (1) 本チームは、本規約に賛同する企業（以下、メンバー企業という）で構成する。  
(2) メンバー企業は、等しく権利を有し、義務を負う。  
(3) メンバー企業は、メンバー企業としての活動中、以下の協力義務を負う。  
① 年 2 回の運営会議（以下、運営会議という）への参加  
② サンゴ植えつけイベントへの事務局スタッフとしての人材の派遣  
③ 啓発イベントの手伝い  
(4) 運営会議とは、半年に 1 度、チーム企業および地元関係者が集まる会議をはじめ、別途事務局で指定する会議をいう。
- 第五条（資 金） メンバー企業は、チーム美らサンゴの活動のための資金（以下、活動資金という）として、以下に定める条件にて拠出する。  
(1) メンバー企業は、活動資金として毎年 50 万円を支払うものとし、送金手数料はメンバー企業が負担する。ただし、事務局を担当するメンバー企業は、活動資金の支出を免除される。  
(2) 支払期限は、4 月 30 日とする。  
(3) 活動資金の請求は、事務局よりメンバー企業宛に実施する。メンバー企業は、請求書に基づき、活動資金を支払う。
- 第六条（キャプテン） (1) キャプテンは、本チームの代表として、年間の活動スローガンを決定し、規約第三条（活動）に定める活動を実施および推進するために、チーム全体を統率することをその役割とする。  
(2) キャプテンは、メンバー企業から 1 社を選出するものとする。  
(3) キャプテンは、原則として、メンバー企業の輪番制にて選出する。但し、自薦による選出を妨げない。  
(4) キャプテンの任期は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。  
(5) キャプテンは、以下の任務を行う。  
① 官公庁への活動報告  
② イベントなどにおける本チーム代表としての出席  
③ 運営会議での議長役および会議準備サポート  
④ その他必要な事項
- 第七条（事務局） (1) 本チームの活動の円滑な遂行を図るために、本チームに事務局を置く。  
(2) 事務局は、メンバー企業から 1 社を選出し、任期は 1 年間とする。  
(3) 事務局は自ら任期を延長しない場合、もしくは他のメンバー企業が立候補する場合は、任期が終了する年の 10 月末日までに意思表示を行う。意思表示のない場合は、更に 1 年間自動更新とし、以降も同様とする。  
(4) 事務局を担当するメンバー企業は、事務局長 1 名を置く。  
(5) 事務局はキャプテンを選出したメンバー企業以外から選出する。  
(6) 事務局長は、本チームの活動に関わる事務全般を総括する。  
(7) 事務局の業務は、以下のとおりとする。  
① 本チームとしての契約業務  
② 植え付けに関わる事務業務  
③ メンバー企業との連絡・調整  
④ 運営会議その他必要な会議の設定・運営  
⑤ メンバー企業以外の関係各団体との調整

- ⑥各種イベントの企画立案
- ⑦広報・宣伝活動の窓口業務
- ⑧活動資金および事務局運営費に関する経理・精算業務
- (8) 事務局は、前項で定める業務の一部を、株式会社ラグーンに委託する。
- (9) 事務局は、毎年12月31日付で活動資金および事務局運営費の精算を行う。

- 第八条（監査社）
- (1) 事務局は、監査を担当するメンバー企業（以下、監査社という）を毎年選出する。監査社の任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。
  - (2) 監査社は、活動資金および事務局運営費に関する使用・執行状況が適切であるかどうかを監査することをその役割とする。
  - (3) 監査社は、前項に定める監査の結果について運営会議にて報告を行うものとする。

- 第九条（事務局運営費）
- (1) 事務局は、事務局運営費として、年間50万円を、活動資金の中から使用することができる。
  - (2) 事務局運営費は、第七条7項で定める事務局業務およびこれに付随する業務のために使用される。

- 第九条（重要事項の決定）
- 以下の本チームの重要事項の決定は、メンバー企業の3分の2以上の同意を経なければならない。ただし、メンバー企業となった日から1年に満たないメンバー企業に限り、本条に定める同意の権限を事務局に一任することができる。
- (1) 規約の変更
  - (2) 本チームの活動計画、および予算
  - (3) キャプテン、事務局、監査社の選出
  - (4) 新規メンバー企業の加入
  - (5) 追加活動資金の調達
  - (6) 予算外の1件あたり20万円を超える活動資金の執行
  - (7) 活動期間満了時の活動資金の精算、および剰余金の取扱い
  - (8) その他必要な事項

- 第十条（予算外執行） 予算外の1件あたり20万円以下の活動資金の執行は、事務局の権限で行うことができるものとする。

- 第十一条（活動期間） 本チームの活動期間は、毎年1月1日から12月31日とする。

- 第十二条（加入・脱退）
- (1) 本チームへの加入を希望する企業は、別途定める加入申込書を事務局に対して提出する。加入の可否は、第九条に基づき、メンバー企業の審議により決定するものとし、加入が認められた場合、脱退届を事務局に対して提出するまで、メンバー企業としての地位が継続するものとする。
  - (2) 加入の審議にあたり、同業者が認めた場合を除き、1業種1企業を原則とする。
  - (3) 加入を認められた企業は、第五条規定の活動資金の支払いを以って、メンバー企業としての資格を得る。
  - (4) 脱退しようとするメンバー企業は、所定の脱退届に必要事項を記載の上、毎年10月末日までに、事務局に提出するものとする。脱退するメンバー企業に対し、活動資金の返却は行わない。事務局は、脱退の届出があった旨をメンバー企業に速やかに報告する。なお、やむを得ない事情がある場合を除き、加入から3年未満の脱退は認めない。

- 第十三条（除名）
- (1) 本チームの名誉を傷つけ、または非違にわたる行為があるなど、メンバー企業として適当でないと認められた場合は、メンバー企業の3分の2以上の同意を経た後に、キャプテンが当該メンバー企業に退会を勧告し、除名することができる。
  - (2) 第四条3項の協力義務を十分に果たすことができないと判断されたメンバー企業は、除名の対象となる場合がある。

- 第十四条（損害への対処）
- (1) 活動の実施に際してメンバー企業以外の第三者に損害が生じ、本チームに賠

償責任が及んだ場合、全てのメンバー企業が連帯して当該責任を負う。

- (2) 活動の実施に際してメンバー企業またはメンバー企業の従業員等に損害が生じた場合は、各々のメンバー企業が自らの負担と責任において対処し、互いに相手方を免責する。

但し、損害の原因が、損害を発生させたメンバー企業の故意または重過失による場合は、この限りではない。

第十五条（告知活動） 各メンバー企業は、以下の事項を相互に承認する。

- (1) メンバー企業が「チーム美らサンゴ活動」を各々の企業イメージ告知に利用すること。
- (2) 各々の企業イメージ告知にあたり、各メンバー企業固有の名称で告知すること。但し、「チーム美らサンゴの活動」の一環である事を明示することとし、全てのメンバー企業名を明示することを原則とする。

第十六条（寄付金の受け入れ）

- (1) メンバー企業、それ以外の企業または団体から寄付金の申し出があった場合は、事務局の判断により、これを受け取る。
- (2) 寄付金は、サンゴの苗代など本チームの活動運営費として使用する。
- (3) 寄付をした企業名または団体名と金額を、HP で公表する。

第十七条（有効期間）

- (1) 本規約の有効期間は、本規約の改定日から当該改定を行った年の年末までとする。なお、以下各号いずれかのために該当しない場合は、1年の自動更新とし、その後も同様とする。
  - ①毎年10月末日までにメンバー企業から変更の要請があった場合
  - ②メンバー企業の会議により、本規約の変更を決定した場合
  - ③本チームが活動継続中止を決定した場合
- (2) 前項第2号に定める変更を実施しようとする場合は、事務局が変更案を起案し、メンバー企業の3分の2以上の同意をもって、これを行うことができる。

2016年1月1日発効

2018年1月1日改定